

26. 鋼船規則 C 編及び CS 編における改正点の解説 (貨物船の内部開口及び外部開口における閉鎖装置)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 C 編及び CS 編中、貨物船の内部開口及び外部開口における閉鎖装置に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 6 月 27 日から適用されている。

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-1 章では、損傷時復原性に関する要件の適用にあたって水密性が要求される内部開口及び外部開口の閉鎖装置に対する要件を規定している。また、IACS においても水密性が要求される戸に対する詳細な要件を IACS 統一解釈 SC156(Rev.2)として策定しており、本会はずでにこれらの要件を鋼船規則 C 編及び CS 編に取り入れている。

しかしながら本会規則では、航海中における閉鎖装置の取り扱いや開閉表示に関する要件について、

不明確な点があることが確認された。

このため、SOLAS 条約の要件及び IACS 統一解釈 SC156(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 C 編 1 編 2 章 2.2.3.2-2.及び CS 編 4 章 4.3.2-2.において、「水密性が要求される外部開口の閉鎖装置は全て航海中必ず閉鎖しておくものとする」旨読める規定を削った。
- (2) 鋼船規則 C 編 1 編 2 章 2.2.3.2 及び CS 編 4 章 4.3.2 において、閉鎖装置の開閉状態を示す標示装置の設置場所、閉鎖装置の操作場所に備える標示等に係る規定等、閉鎖装置に対する要件を SOLAS 条約第 II-1 章及び IACS 統一解釈 SC156(Rev.2)に整合するよう改めた。